

# 予約制です ごみの持ち込み

問い合わせ 環境整備課リサイクルセンター ☎525101



リサイクルセンターにごみを持ち込む場合は、事前に予約する必要があります。予約がない場合は、持ち込まれても受け入れができないので、必ず事前に予約してください。  
なお、ごみの種類、大きさによってごみ処理手数料がかかります。

## 受け付け電話

☎52224 (予約専用)  
☎525101

## 受付時の確認事項

○持ち込み希望日と持ち込み時間  
○持ち込みをする方の氏名、住所、電話番号  
○持ち込み車両の種類(乗用車・軽トラックなど)  
○持ち込ごみの種類、数量  
○持ち込み回数

## 【持ち込む際の制限など】

持ち込み日  
通常の持ち込みは平日のみです。  
持ち込み回数  
1日の持ち込み回数は、1世帯に

つき2台または2回までです。  
持ち込み時間

午前 8時30分～12時  
午後 13時～16時

※「紙資源の日」、「ビンの日」、「衣類・毛布類の日」もやさないごみの日の午前中は、場内が混雑し危険なため、持ち込むことができません。その他

2トン以上のトラックや事業所名の入った車両での持ち込みはできません。ただし、個人事業主の方で、事業所名の入った車両を自家用車と兼用で使用している場合は、相談してください。

平日に持ち込みができない場合は、「休日持ち込み」を利用できます。

## 実施日

奇数月の第3日曜日

## 受付期間

持ち込み当日の予約はできません。事前に予約してください。(予約は平日のみ)

## 持ち込み時間

午前 8時30分～12時  
午後 13時～15時

※その他は、平日に持ち込む場合と同様です。

詳しくは、「大竹市ごみ収集カレンダー」をご覧ください。(市ホームページにも掲載しています)

**【事例】**  
来訪した事業者に「家屋に壊れたところはないか。損害保険で負担なく修理ができる」と言われたので、数年前の大雪でペランダの屋根がぐがんだことを話すと、調査員を手配すると言うので申込書にサインした。申込書をよく見たら「保険金額が、見積金額より安くて工事が困難な場合は、30%の手料を払う」と記載されていた。手料の話は聞いていないし、不審なので申し込みをやめた。(70歳代 女性)

**【アドバイス】**  
○自然災害による住宅修理について「保険金を使える」と勧誘されても、損害保険金を実際にいくら支払われるのか、また、そもそも保険金が支払われるかどうか分かりません。まずは自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。  
○住宅修理とは別に、保険金を請求する手続きをサポートするという契約をさせられ、その手料を請求される場合がありますが、保険金の手続きの手料は損害保険の補償対象とはなりません。  
○「自己負担はない」と住宅修理の勧誘をされても、本当に負担なく必要な修理ができるかどうか分かりません。その場ですぐに契約せず、修理の必要性や契約内容を十分に確認し、家族や周りの人にも相談しましょう。  
○不安に思ったときは、早めに消費生活センターなどに相談してください(消費者ホットライン188)。(国民生活センター発行「見守り新鮮情報322号」より)



## 「保険金の手続きをサポートすると 勧誘する住宅修理に注意」



まずは確認！

問い合わせ  
消費生活センター(産業振興課内) ☎573236  
【相談日】火・金曜日(祝日・年末年始を除く)  
9時～12時・13時～16時

## 受け取る年金を増やすには —国民年金加入期間に利用できる制度—



問い合わせ  
広島西年金事務所 ☎082-535-1505  
保健医療課 ☎59-2141

**国民年金保険料の追納制度**  
国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。  
将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除などの承認を受けられた期間の保険料については、10年以上であればさかのぼって納める(追納)ことができます。  
ただし、免除などの承認申請を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

## 付加保険料制度

国民年金の一般保険料に加えて付加保険料(月々400円)を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。  
付加保険料を納めた期間がある場合は、付加保険料納付済月数に200円を乗じた額が老齢基礎年金(年額)に上乗せされます。

## 任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。  
国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に加入して、保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則として10年以上必要です。この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することがあります。(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます)  
また、海外に在住する日本国籍を持つ方も国民年金に任意加入することができます。